平成２６年（フ）第３６６号
宮城県黒川郡富谷町富谷字清水仲119番地４　クレストールｙｏｕＡ202
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
仙台市泉区館１丁目34番地の３
債務者　飯塚　咲子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
千葉県茂原市下永吉337番地12
債務者　細野　充秀（旧姓礒野）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
石川県白山市道法寺町ヘ16番地２　ラフィーネ87―101号室、従前の住所石川県白山市明光１丁目40番地１
債務者　荒井千鶴子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０５号
石川県白山市八ツ矢町389番地１　ラ・フォーレ106―102号室
債務者　武内　　毅
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１５号
金沢市寺町５丁目１番40号　イモリアパート２階
債務者　宮本　昌子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
長野県上田市国分382番地２
債務者　岩村　昭一
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８４号
長野県上田市国分382番地２
債務者　岩村　和子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第９３号
三重県津市中央18番７号　中央マンション405号
債務者　田中　　治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０５号
三重県鈴鹿市東玉垣町1099番地　コーポすず105号室
債務者　山際　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０３号
三重県四日市市大字西阿倉川1490番地21　アップルパーク603、住民票上の住所三重県四日市市松原町６番２号
債務者　渡辺勇こと　朴　　勇
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
三重県四日市市久保田１丁目４番40号　第２杉善ビル104
債務者　松本きよみ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
三重県四日市市三重４丁目３番地　36―406
債務者　森脇ゆり子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
三重県四日市市城北町５番９号　シャトー・ノールⅠ101
債務者　深瀬　希美
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
大津市膳所２丁目14番10号　ハイム西川ＺＥＺＥ203、前住所滋賀県栗東市霊仙寺１丁目１番32―401号
債務者　佐々木真人
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３７号
大津市大萱５丁目７番３号　レークハイツＢ205号
債務者　吉岡建装こと　吉岡　俊哉
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０８号
滋賀県湖南市石部中央１丁目３番58―502号
債務者　藤木　　亘
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　大津地方裁判所民事部